

電波政策ビジョン懇談会（第6回）議事要旨

1 日時

平成26年4月25日（金）10:00～12:05

2 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省）8階 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

荒川薫（明治大学総合数理学部教授）、大木一夫（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会専務理事）、大谷和子（株式会社日本総合研究所法務部長）、近藤則子（老テク研究会事務局長）、多賀谷一照（獨協大学法学部教授）、中村秀治（株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長）、服部武（上智大学理工学部客員教授）、林秀弥（名古屋大学大学院法学研究科教授）、三友仁志（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）、山田澤明（株式会社野村総合研究所常勤監査役）、吉川尚宏（A. T. カーニー株式会社パートナー）

総務省：

上川総務副大臣、桜井総務審議官、鈴木大臣官房総括審議官、吉良総合通信基盤局長、菊池総合通信基盤局総務課長、富永電波部長、竹内電波政策課長、小川電波政策課企画官、森基幹通信課長、布施田移動通信課長、星電波環境課長、竹村料金サービス課長

4 配布資料

資料6-1 災害に強い通信インフラを支える業務用移動無線におけるアドホックネットワーク技術の活用【日本電気株式会社】

資料6-2 2020年以降の新たな移動通信システム構築に向けて
【富士通株式会社】

資料6-3 電波政策ビジョンへの期待【スカパーJSAT 株式会社】

資料6-4 WCIP 育成【モバイルコンピューティング推進コンソーシアム】

資料6-5 電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題【事務局】

資料6-6 今後の進め方（案）【事務局】

参考資料6-1 電波政策ビジョン懇談会（第5回）議事要旨（案）【事務局】

参考資料6-2 補足説明資料【事務局】

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

①意見提出者からのヒアリング等

資料6-1に基づいて、日本電気株式会社から説明が行われた。

資料6-2に基づいて、富士通株式会社から説明が行われた。

資料6-3に基づいて、スカパーJSAT 株式会社から説明が行われた。

資料6-4に基づいて、モバイルコンピューティング推進コンソーシアムから説明が行われた。

②意見交換

意見提出者からのプレゼンテーションを受けて、構成員からの意見は以下のとおり。

(林構成員)

日本電気様のプレゼンテーションで、ソフトウェア無線技術により異なる通信方式で運用されているネットワークもソフトウェアの切替えで通信が可能とあるが、無線局の送信周波数の変更は、ソフトウェア無線技術で行う場合であっても、旧来の方式により行う場合であっても、無線局の免許手続においては、特段の差異は設けていないことから、無線局の免許申請時に方式や用途、周波数等を定めておかなければならず、ソフトウェア無線技術を備えた無線局は、こうした変更が容易にできるため、免許申請時に今述べた事項を特定したとすると、事後的にソフトウェアで切替え、変更するときに、その都度、免許の変更手続を行わなければならないのではないのか。そうであれば、手続が煩瑣になるが、そういった支障はないのか。

(事務局)

例えば、現行制度においても、アナログからデジタルに移行する際、当初から両方の方式を免許上入れておいて、ソフトウェアで切り替えることは可能。ただし、将来どのように変更するか見込まれていればそのような対応は可能だが、後で技術進歩に伴って別の方式に変更しようとする場合には、何らかの変更手続が必要となる。

(山田構成員)

アドホックネットワーク技術は有意義。帯域の確保、電波政策という観点から、どのようなことを期待しているか、具体的に聞きたい。

（日本電気株式会社）

技術基準については、こういったシステムはあまり実例がなく、ゼロから作っていく必要がある。技術開発については、現在、「時間」と「周波数」を軸に制御されているが、さらにビームフォーミング技術もかなりできあがってきており、「空間」を合わせて制御する、単に個々の技術の研究開発ではなく、実用に近い技術開発が必要だと考えている。

（山田構成員）

帯域の確保といった電波政策の運用や考え方に対しては、どのような期待を持っているか。

（日本電気株式会社）

まとまった帯域を確保していただければありがたいが、現在の周波数の割当て上、それは難しいので、新しい技術によって、どうすれば利用者から見て広帯域にできるかという観点で考えていきたい。

（山田構成員）

災害時や非常時ということなので、常に帯域を押さえておく必要はないと思うが、そのような理解でよいか。

（日本電気株式会社）

これまで、災害時や非常時に使えなくならないように専用の帯域を確保しているというのが現状だと思う。本来、災害に対して帯域を確保しておくことが必要だが、そうするとブロードバンドのサービスはなかなか難しい。そのため、「この帯域だけ利用できる」というものではないシステムを技術的に実現していきたい。

（多賀谷座長）

災害時において、例えば基地局が全て壊れてしまった場合、通常は他の用途で使っている周波数帯を使うことができるかどうか、その場合に混信の問題をどうするかという問題を考えなければいけないという提案か。

（日本電気株式会社）

そのとおり。

（中村構成員）

日本電気のプレゼンテーションを伺い、免許と緊急通信を通すためのオペレーションをするための権限体系や制度的な課題があると考えていた。災害時の整備体制を充実する必要があるだろう。

質問だが、東日本大震災の時、輻輳の原因は無線システムレイヤーではなく、もっと先のセッション管理のサーバーではなかったのかと思う。スマート無線技術による無線レイヤーのスマート化と、サーバーなどのデータ搬送レイヤーの課題はセットなのか、あるいはやはり無線レイヤーの方が課題として大きいのかどうか。

（日本電気株式会社）

本日のテーマが電波政策ということで無線寄りの説明をしたが、我々も、ご指摘のような点で様々な問題があったと認識している。それについては、「ソフトウェアデファインドネットワーク（SDN）」というものを考えていかなければならない。

（吉川構成員）

モバイルコンピューティング推進コンソーシアムに伺いたい。「WCIP」のような資格制度が必要という主張だと思うが、政策的に必要だと考えていることは何か。

（モバイルコンピューティング推進コンソーシアム）

受験者を拡大できない大きな理由は、受験費用と講習会費用。1回の講習会費用は3万円、受験料が1万5千円で4万5千円程度が必要となり、会社からの援助等がなければ受けにくい。また、「権威付け」をどう行っていくかが重要。現在、我々の資格については、専門学校や大学で取得を推奨しているので受験者は増えている。適正な価格、権威付け、資格の推薦や取得推奨があつてモチベーションが上がると考えている。

（吉川構成員）

趣旨は理解した。しかし、価格については、受験料を安くして受験者の裾野を広げるなど、試験を実施する主体で対応できるのではないか。また、受験料が高くても、その後のキャリアアップにつながるといったメリットがあれば受験するのではないか。公的に財政支援しなければならない論理が弱いのではないか。

（モバイルコンピューティング推進コンソーシアム）

まず、MCPCでのモバイルシステム検定テキスト開発の経験から数千万円程度が必要になる。議論を相当深めなければ、実態に合わないということになってしまう。テキストの開発や講習会に関わる費用を人数で割ると、現状では、採算性を考えると、継続的に実施することは難しい。

(大谷構成員)

一点目に、日本電気に伺いたい。ソフトウェア無線の機能は無線機の中に組み込まれているのか。また、スマート無線というのは比較的新しい言葉だと思うが、ソフトウェア無線とどのように違い、どこが発展した技術なのか。

二点目に、富士通に伺いたい。「移動端末無線部の構成例」として将来の説明があったが、いつ頃の時期を想定しているのか。4Gなのか5Gなのか、具体的な時期のターゲットはあるのか。また、センチ波、ミリ波の活用デバイスはすでに実用化されたものがあるのか。

(日本電気株式会社)

ソフトウェア無線というのは、分かりやすく言えばパソコンのようなもので、アプリケーションとして無線方式が入っていると理解してほしい。ハードウェアとしてはパソコンが無線機になっているようなもの。

スマート無線については、従来はコグニティブ無線などと呼ばれていて、空間などの要素を入れてさらに高度化したもの。スマート無線はソフトウェア無線がベースにないと実現できないもので、その上で、ソフトウェアをどのように動かしていくかという、アプリケーションの一つであると理解してもらいたい。

(富士通株式会社)

一点目のご質問の移動端末の実現については、2020年あるいはそれ以降、今から5年くらいはかかるだろうと思っている。二点目のご質問のセンチ波、ミリ波のデバイスについては、技術的には可能ではあるが、例えば携帯電話で使えるようなコスト・安定性で供給できるものとしてはまだ開発が必要。

(服部座長代理)

モバイルコンピューティング推進コンソーシアムの「WCIP」という新しい資格制度について、人材育成というのは特に資源が乏しい日本では非常に重要。公的支援については、物的支援はあるが、今後、人材育成に支援をするということも重要である。

スカパーJSATの説明では、次世代IMTとの周波数共用が衛星の感度の問題で難しいとのことだが、衛星と地上との共用が必須。民間ベースでできればそれが望ましいが、それが難しいなら行政も関与する、電波利用料も含めて考えるなど、具体的な解決方法をぜひ検討してほしい。「使えない」という主張ではなく、共用できるような方向で知恵を出してほしい。

富士通に伺いたい。1GHz、10GHzと言われるが、基地局側は電力の工夫ができると思うが、端末側の限界はどうか。10GHzとなると、端末側もパワーが必要。端末側から見たときの伝送速度の限界、消費電力について見解を伺いたい。

日本電気に伺いたい。業務用とのことだが、新たな帯域で考えているのか、既存の帯域で考えているのか。新たな帯域というのはなかなか難しい。業務用の帯域はそれぞれ目的が限定されている。一斉にお互い利用できるようにするというが、災害時はどこかが司令塔となって通信のコントロールをしないと、逆にアドホック通信を行うのは難しいのではないか。

（富士通株式会社）

ご指摘のとおり、現状で1GHzというのは難しい。2020年くらい、数年かけて数百MHzくらいまでは使えるくらいの技術開発をしていきたいと考えている。

（日本電気株式会社）

帯域については、数百KHzくらいの幅がなければ、このような技術は実現しにくいと考えている。

ご指摘の災害時のアドホック通信については、現状、災害時に各組織は「縦」で動いているので、「横」の動きとして、全員がアドホック通信を行うのではなく、要になるポイントの部分をアドホック通信にして、各組織の「横」の連絡が滞りなくできるということから進めていきたいと考えている。

（多賀谷座長）

議論は尽きないが、ここで意見交換を終了し、次の議事である「電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題」に移ることとする。

③電波政策ビジョンの策定に向けた検討課題

資料6－5に基づいて、事務局から説明が行われた。

参考資料6－2に基づいて、事務局から説明が行われた。

事務局からの説明を受けて、構成員からの意見は以下のとおり。

（多賀谷座長）

大きな区分としては、1の「新しい電波利用の姿」、2の「新しい電波利用の実現に向けた目標設定と実現方策」、3の「電波利用を支える産業の在り方」の3つがあるが、主として1と2を中心に進めたい。特に、1については2020年以降の新たな移動通信システム、4Gや5Gが中心となる。2については地域BWAや移動通信事業者のグループ化、周波数の共用などの論点を中心に議論いただきたい。

（三友構成員）

「モバイルはモバイルだけ考えればいい」という時代ではなくなっている。以前の会議において、競争政策とのリンクや、電波法と電気通信事業法の連携が必要で

あるという意見があった。この懇談会と並行して、2020-ICT基盤政策特別部会の基本政策委員会が開催されている。この懇談会では電波に集中して議論しているが、ぜひ情報通信全体の政策とリンクさせる形で検討を進めていただきたい。

（荒川構成員）

技術のみでなく、高速・大容量で何ができるのか、サービス面も考えて進めるとよいのではないか。

（近藤構成員）

ワンセグ放送のレベルアップをぜひお願いしたい。シニア向けスマホ講習会では、「大画面になって嬉しい」と好評である。しかも、災害時には停電するとテレビが見られないのでとても重要になる。しかし室内では受信しにくいという面がある。室内での視聴のニーズは高いと考えられるので検討していただきたい。

（服部座長代理）

今の意見に関連するが、当たり前だが、放送は放送用の電波で行われている。しかし、ワンセグは地下鉄や屋内ではまず繋がらない。ヨーロッパでは進められているが、携帯電話の電波を使って、放送のコンテンツを配信するような、業界をまたがる電波利用では、広い携帯電話のエリアによって使い勝手が良くなる。そういうことも含めた検討が必要。

（多賀谷座長）

その他の意見は。

（服部座長代理）

TPPが大詰めになっているが、国境を越えて「バリアフリー化」ということで、日本の電波利用に対する影響はどのような状況になっているのか。

例えば車だと、アメリカの安全基準を満たせば日本に輸入すべきだということになっているが、例えば電波の技術基準、アメリカで例えば無線LANは1Wでやっているから日本も認めるべきだと、そういう状況が起きかねないということが触れられていないが、今どういう状況なのか。どのように対応すべきなのか。難しい問題だが、全く情報がない。TPPが米国主導で、日本にプレッシャーが来ているので、日本の国益を守るという点がどうなっているのか、分かる範囲で説明していただきたい。

（事務局）

TPPについては、政府の中でしっかりした情報管理をやりながら交渉していくという状況であり、ご説明が難しいところだが、ご指摘の「日本の安全を確保する」ということは、基本的な考え方である。

自動車の分野においても、日本の安全を守るという考えがなされているような報道がなされているので、基本的には同じことだと考えている。

電波の関係では、当然ながら、「アメリカで使っているから日本でも使ってよい」というわけにはいかない。日本で使うと混信が起きて安全確保ができないということであれば、きちんとした説明をしなければならない。

（服部座長代理）

ぜひ、ガードすべきところはガードしていただきたい。

（大木構成員）

Wi-Fi、ITS、携帯電話等、グローバルな中での協調・調和という面で、全体像として捉えた上で周波数について考えていただきたい。

（多賀谷座長）

「様々な分野における新たな電波利用」についてのご意見はどうか。

（三友構成員）

電波はより効率的に使わなければならないということは自明だが、それと同時に、日本の将来、2020年以降を考えたときに、新しい産業や事業を創っていくのかということも一つの課題になる。

そのときに、周波数の利用について、ただ単に経済効率性だけではなく、パイオニア的な新しいものに対して優先的に与えていくなど、アメリカで行われていた「パイオニア・プリファレンス・ルール」のようなものを入れることができないか。周波数が逼迫してくると、新事業で使いたくても使えないことが多くなるのではないか。

（服部座長代理）

オフロードとしての無線LANという点について、ある意味では、無制限・自由に設置できるという状況にある。しかし、キャリアに対しては専用の電波を割り当てているので、それを優先させるのが本来の姿ではないか。

やむを得ない場合に無線LANを活用するのはよいと思うが、何らかのガイドラインのようなものを考えていくべきではないか。

また、無線LANは電波利用料がかからず、ライセンスバンドは電波利用料がかかるというのは、事業者の利用としてアンバランスではないか。

「無線LANビジネス研究会」において、事業者間で協調するということが指摘されたが、なかなか難しい状況にあると聞く。効率的な利用を考えなければ、干渉ばかり増え、うまく使えないということも起きるのではないか。

（多賀谷座長）

三友構成員の最初の指摘について、無線については電波法と事業法が別々であって、その両方の関係が問題である。2020-ICT基盤政策特別部会では、事業法的な競争政策の話が問題となっている。

その問題と、ハードとしての電波がどう関わるかということは戦略的な話で、単に両方くっつけて連動させればいいというようなものではないと思う。

その点について、この研究会では十分に検討できないが、どう関わるかというのは戦略的な問題であるという共通意識を持っていただきたい。

次に、第二のテーマである「新しい電波利用の実現に向けた目標設定と実現方策」についてご意見を頂きたい。

（林構成員）

地域BWAとグループ規制の二点について述べたい。

地域BWAについては、現行制度の趣旨や意義がこの懇談会で再確認されたと思う。「地域BWA」と言う以上、また制度上、電波法6条7項1号括弧書きの要件に該当せず先願主義が適用される以上、その特色である「地域」というところに、制度の大きな意義があるのではないか。このことから、地域BWA制度の見直しを行うにあたっては、地域や地元の意見を聞いて進めなければいけないのは当然である。新規参入者の今後の参入希望や参入見込みを慎重に見極めながら、その参入ルールについては市町村等地元自治体との連携・調整を参入条件にするなどといったことも含めて制度見直しを進めて行く必要があり、また、仮に全国バンド化するにしても、並行して既存事業者の保護に十分配慮するなど、バランスをもって進めていく必要がある。

もう一つ、いわゆるグループ規制については、事務局の今回の補足資料で諸外国の事例が紹介されたが、議決権以外の事情をかなり実質的に拾っており、実質的な支配、グループということを考慮している。例えば、周波数の共用状況や企業間の取引関係といったことを考慮していく必要がある。例えば開設指針においては、「保有周波数1MHz当たりの契約数の多寡」を競願時審査基準として規定しているが、「競争環境を公平に保つためにグループ全体の周波数逼迫度を同等にする」という意見があることを踏まえ、MNOとのローミングや周波数の共用によって逼迫の度合いが変わることから、そこも実態として見ていく必要があり、周波数の逼迫度合いを正しく把握するためには、個別の法人単位で逼迫度を把握するのではなく、周波数を共用するグループを単位として把握するということが、より実態に合っているのではないか。ただし、携帯電話、BWA、PHS、それぞれシステムが異なるので、そこはシステムごとに切り分

けて考えなければならないと思う。あるいはBWAについては、半分以上が携帯端末として使用されている実態も考慮する必要があるかもしれない。要するにグループ評価については、周波数との話とも大いに関わるため、あくまで実質的に見ていく必要があり、議決権の1/3など、そこだけに着目するのは形式的かつ一面的ではないかと思う。

（多賀谷座長）

ハードとしての潜在的な利用可能性も考慮すべきという意見。

（山田構成員）

周波数に対する需要、電波に対する需要が非常に高い、さらにこれから高まってくるといことで、周波数の再編が必須の状況になってきていると思われる。そのときに、限られた資源である周波数の有効利用を進めるような研究開発をもっと強力に推し進める必要があるのではないか。電波は国民の共有の資産ということを考えれば、電波の有効利用を進める研究開発に関して、国として、もっと積極的に推進すべきではないか。スマート無線やホワイトスペース利用など、既存の電波利用しているところをさらに効率的に利用するということについて、国として積極的にやってもいいのではないか。

（多賀谷座長）

研究開発については、私も必要性があると思う。「日本の特殊性」というものが含まれた研究開発をしないといけない。

例えば周波数共用については、ヨーロッパやアメリカでの共用の話と、日本の高密度なところでの共用の話では別だと思ひ、日本は災害が多い国なので災害時においてどうするかということは、研究開発のテーマとして考えていかなければならない。

（中村構成員）

先ほど、富士通の説明で、2020年に数百MHz単位のものができるそうだと聞いて、センセーショナルだとショックを受けている。周波数アロケーションを考える上で、根本的な技術革命になる可能性があるのではないか。

高い周波数で使うのは当たり前だが、既存の3GHz以下でそういうものが技術的に可能となった場合に、どういう制度的な補強でそれが実現できるのかというのは、かなり大きなことだと思う。一例として、昔、BBCがプラットフォームを分けたときに、基地局と運用人材は入札の結果、金融系が受けた例がある。日本でも衛星で同様の分離が行われている。

それが2GHzや3GHzといった帯域で、もし実現できるのであれば、競争政策を含む事業制度がかなり違った世界になるのではないか。

(大谷構成員)

林構成員の意見に全面的に賛同する。補足だが、地域BWAは6年間進展してこなかったことの理由、阻害要素といった課題については分析がなされてきているが、それが今後数年間でどのような展望になるのか、阻害要素が取り除かれていくのかどうかのファクトを見極め、議論のベースにしていく必要がある。その関係で、以前、UQコミュニケーションズのプレゼンテーションの際に、「地域バンドで20MHzのシステム投入は平成28年度以降としてほしい」、「まだ全国移行がWiMAXのRelease2.1を完了していない」という話もあった。20MHz確保すると、地域主導で、地域の声を捉えた利活用が促進、展望できるようになるので、事実関係を確認する必要がある。

グループ化の伸展を考慮していかなければならないということは賛同。実質的なところに着目していくことも同感である。その際に、電波や帯域の特性といったことを考慮していかなければ、公平な割当てが不可能になるのではないかと。先ほど三友構成員からも言及があった「基本政策委員会」の中で、割当ての指標として英国のモデルをプレゼンテーションしていた会社があったが、それは、ある程度電波の特性を踏まえて、その電波の実質的な利用の用途を加味しながら、それが持っている価値に着目するという考え方で、モデルの実効性の評価はできないが参考にはなるだろう。事務局がまとめた参考資料で、グループ化の評価要素を情報提供していただいているが、あわせて、利用している帯域の特性を踏まえた判断基準、周波数の逼迫度など異なる考え方に基づくような情報も提供いただき、議論の対象とするほうがよい。

(荒川構成員)

地域BWAがうまくいっていないということは、非常に残念だ。まさに地方の方々に有効活用されるために、技術者ががんばっているのだと思う。

無線関係の技術だけではなく、政策、教育、福祉など、文理にわたる分野に対して、高い見識を持つ人材が日本でも要求されているのではないかと思いますので、そのような人材育成を考えていただきたい。

(吉川構成員)

グループ化について、諸外国では議決権だけでは見ていないということが、事務局の参考資料や構成員の指摘で改めて明らかになった。

ソフトバンクによるイー・アクセス買収、あるいは、ヤフーによるイー・アクセス買収において、種類株がかなり使われている。ソフトバンクとイー・アクセスの場合、議決権のない株式が99.25%を占めており、議決権のある株式は全体の0.75%、その0.75%の1/3以上、1/3未満という議論をしているのは、諸外国との比較で見ると、意味のあることなのかどうか、厳密に見ていく必要がある。

それから、周波数の逼迫度について、次にまた免許を割り当てるときにオークションを本当に入れるのかどうか、入れない場合にどういう指標で免許を付与するのか、

もう少し議論が必要ではないか。MVNOに対する開放度合いを見ていくといったことを入れる必要があるのではないか。700MHz/900MHzを付与したときには目標としてMVNOをこれくらい収容すると言っているが、それをウォッチしていくなど、免許を付与していくときの条件として制度化していくことも必要なのではないか。

（三友構成員）

地域BWAの関連で、この会議において「地域の公共の福祉の増進に寄与する」という意義については確認されたところだが、その解釈について、もっとフレキシブルにしないとなかなか今の形では難しいと思う。

仮に、将来的に全国版になるのか地域ブロック的になるのか、という議論になったときに、地域の公共の福祉というものを、ただ単にその周波数を使う事業者がその周波数を使って何かをするというのではなくとも、別の形でその地域、別の周波数を使う、別の技術を使う、そのことによって地域の福祉に寄与するような形も含めて行くべきである。単純にその周波数だけを見るべきではなく、広い範囲で見ていく必要がある。ユニバーサルサービスの関連でも、将来的にブロードバンドを取り入れていく方向の議論も行われているようなので、そういったことも含めて、もう少しフレキシブルに電波利用、電波の割当てというものを考えていく必要があるのではないか。

（服部座長代理）

周波数の再編について、足りないので高いほうに行くということも一つの方向だが、3GHz以下についても再編も検討していくことが重要。そのときに、再編だけではなく、共用とセットで考えていくことが必要。

災害について、これは難しい議論だが、災害だけに特化したシステムや研究開発はいざというときにはほとんど使えないということが多い。普段から使っていないと、災害時だけ効果があるといっても使えない。そういう意味で、普段のシステムの中に組み込み、常時使うモードと災害時に使う特殊なモードとセットで考え、災害時には事業者間、あるいは行政とまたがって使えるように、全体の考え方を含めて研究開発を進めることが非常に重要。

（多賀谷座長）

最後の「電波利用を支える産業の在り方」について、ご意見をいただきたい。

（近藤構成員）

電話を「作る人」、「つなぐ人」、「売る人」の中で、最近は「売る人」にとっても問題が多いように感じている。トラブルがおきたときに電話会社だけが重い責任を取るということでは、事業者も利用者も意思の疎通をとることが難しくなると思う。みんな新しい電話サポートの在り方を真剣に考えていく必要があるのではないか。通

信会社に電話で相談すると『こんな簡単なことも知らないのか』と、顧客が叱られているというのが現実。

これは利用者にとって不幸せであり、産業としても良くない。そのあたりを考えていただきたい。（電話相談員とか電話販売員等、きちんと資格制度が整備されれば）大きな産業になる可能性もある。

（多賀谷座長）

ユーザーフレンドリーな産業になってほしいという意見。

（山田構成員）

総論的な話だが、新しい参入者に対して、常に機会を提供するような観点を持っていないと、やはりイノベーションは進まない。段々大きなグループに集約されつつある。ぜひ新規参入に対して門戸を開いた政策というものを意識していただきたい。

③その他

資料６－６に基づいて、事務局から説明があり、了承された。

（３）閉会